

21 世紀 COE プログラム 公開講演会

クルアーン解釈からみる

ジハード論

● 講 師 ●

塩 尻 和 子

(筑波大学大学院人文社会科学研究科教授)

● 日 時 ●

10 月 22 日 (土) 午後 1 時 30 分～3 時 30 分

● 場 所 ●

同志社大学 今出川校地 神学館礼拝堂

○主 催：同志社大学一神教学際研究センター

○お問い合わせ

同志社大学一神教学際研究センター (CISMOR)

TEL. 075-251-3972 E-mail: staff@cismor.jp HP: <http://www.cismor.jp/>

《スケジュール》

司会：小原克博（同志社大学神学研究科教授）

1：30－3：00 講演 「クルアーン解釈からみるジハード論」

講師：塩尻和子（筑波大学大学院人文社会科学研究科教授）

3：00－3：10 コメント：四戸潤弥（同志社大学神学部教授）

3：10－3：30 質疑応答

《講師略歴》

塩 尻 和 子/しおじり かずこ

1944年4月18日生まれ。筑波大学大学院人文社会科学研究科哲学・思想専攻教授、文学博士。1992年から1994年8月までハーヴァード大学大学院中東研究所準研究員。1999年より筑波大学哲学・思想学系助教授。2005年4月より現職。

主な著作：

塩尻和子・池田美佐子『イスラームの生活を知る事典』、東京堂出版、2004年9月、304頁。

星川啓慈・山梨有希子編『グローバル時代の『宗教間対話』大正大学出版会、2004年、分担「イスラームをめぐる宗教間対話」83－120頁。

伊東俊太郎監修、吉澤五郎・染谷臣道編集『文明間の対話へ向けて』2003年、世界思想社、分担「イスラームとユダヤ教」192－208頁。

塩尻和子『イスラームの倫理、アブドゥル・ジャッバール研究』、未来社、2001年2月、338頁。

「クルアーン解釈からみるジハード論」講演概要

筑波大学大学院教授 塩尻和子

今日の国際関係上の混乱の要因のひとつには、イスラームに関する誤解と偏見があるということを否定することは難しい。いわゆる先進国は、イスラームという宗教とその信者ムスリムについて、客観的で真摯な研究や理解をないがしろにしたまま、ムスリムの住む土地に攻撃や抑圧を加え続けている。現実には、暴力やテロの被害者は圧倒的にムスリムの側におおく出ているにもかかわらず、ほとんどの場合、ムスリムは暴力やテロや戦争の当事者の側にあるとみなされている。現在の紛争や騒乱が、共産主義にかわる二項対立の構造にかかわるものとして「イスラーム蔑視」にもとづいて意図的に作り出された「代理戦争」であるということは、いまや周知の事実となっている。しかも一部のイスラーム教徒によって、先日のインドネシア、バリ島のテロ事件のようなテロや暴力事件が頻発しており、イスラーム蔑視をますます促進する要因となっていることも事実である。

このような現実を踏まえて、さまざまな混乱や紛争の原因を短絡的にイスラームの教えに求める傾向は減ることはない。最近、わが国でも一部の学者の間で「クルアーン教えには本来的に暴力を容認するものがある。だから一般のムスリムもテロを黙認するのだ」という声高な主張がみられるようになってきた。しかも、その主張は、きわめて分かりやすいとして、わが国の政治や外交を司る行政府の中枢にまで大きな影響を及ぼしつつある。

今回の講演はこのような主張に対するひとつの反論として、クルアーンに記述されている戦闘的章句を中心に、「ジハード」に関する聖典解釈という見地から再検討するとともに、新旧訳聖書の同様の記述とも比較検討する。イスラームの理想とする教義を客観的に学ぶことによって、大多数のイスラーム教徒が求める「平和」と「対話」を理解し、改めてテロや暴力の背景を考えることが、重要ではないであろうか。テロや暴力を防ぐためには、強権や武力ではなく対話と共存が必要であると訴えたい。

今後の予定

一神教学際研究センター公開シンポジウム

「東アジアにおける

ナショナル・アイデンティティの危機と宗教の役割」

☆パネリスト

カマール・オニアー（マレーシア国際イスラーム大学）
「均衡のとれたグローバリゼーションー宗教の役割」

松本健一（麗澤大学）
「日本のナショナル・アイデンティティとアジア的構想」

劉 義章（香港中文大学）
「中国の近代化の回顧と展望
ー新しいアイデンティティを求めて」

☆日時 2005年11月5日（土）午前10時-午後12時

☆会場 同志社大学今出川キャンパス
寒梅館地階ハーディーホール

*京都市営地下鉄今出川駅②番出口より徒歩1分
同時通訳あり・聴講無料・事前申し込み不要

問合せ先：同志社大学一神教学際研究センター（CISMOR）

住所 京都市上京区今出川通烏丸東入

Tel. 075-251-3972 E-mail: staff@cismor.jp

HP: <http://www.cismor.jp/>

講演の資料

クルアーンの引用は宗教法人日本ムスリム協会発行『日・亜対訳聖クルアーン』により、おもな注釈書としては『ジャラーラインのクルアーン注釈』（中田香織訳、中田考監訳）によった。クルアーンの章句番号は、5：14 として5章14節を示す。

（太字にした言葉はジハードに関連する用語が用いられている箇所を指す。）

- ① あなたがた信仰する者よ、神（アッラー）を畏れ自分の義務を果たして神に近づくよう念願し、神の道のために**奮闘努力**しなさい。あなた方は恐らく成功するであろう。（5：35）
- ② 本当に信仰して移住した者たち、財産と生命を捧げて、アッラーの道のために**奮闘努力**した者たち、またかれらに避難所を提供して援助した者たち、これらの者は互いに友である。（8：72）
- ③ 預言者よ、不信者と背教者に対し**奮闘努力**し、彼らに厳しく対処せよ。かれらの住まいは地獄である。何と悪い帰り所であることよ。（9：73）
- ④ アッラーの道のために限りを尽くして**奮闘努力**しなさい。神はあなたがたを選ばれる。この教えは、あなたがたに苦業を押し付けない。これはあなたがたの祖先、イブラーヒームの教義である。（22：78）
- ⑤ 神聖な月が過ぎたら、多神教徒を見つけ次第に殺しなさい。また、彼らを捕虜にして閉じ込め、あらゆる策力をもって彼らを待ち伏せしなさい。しかし、もし、彼らが悔い改め、礼拝を守り、喜捨を差し出すなら、彼らの道を開いてやりなさい。実に神は寛容で慈悲深いお方である。（9章5節）
- ⑥ あなた方が不信仰者と（戦場で）出あった時は、（彼らの）首を打ちなさい。彼らを皆殺しにするまで。そして（捕虜の）縄をきつく締め、その後に情けをかけるか、戦いが終わるときまでに身代金を（取りなさい）。（47章4節）
- ⑦ 宗教には強制があってはならない。正に正しい道は迷誤から明らかに（分別）されている。それで邪神を退けてアッラーを信仰する者は、決して壊れることのない、堅固な取っ手を握った者である。（2：256）
- ⑧ その七度目に祭司たちが角笛を吹いたとき、ヨシュアは民に言った。「ときのをあげなさい。主がこの町をあなたがたに与えてくださったからだ。この町と町の中のすべてのものを、主のために聖絶しなさい。

・・・(中略) 彼らは町にあるものは、男も女も、若い者も年寄りも、また牛、羊、ろばも、すべて剣の刃で聖絶した。(ヨシュア記 6・16～21)

⑨ カインは主に言った、「私の罰は重くて負いきれません。あなたはきょう、わたしを地のおもてから追放されました。・・・私を見付ける人はだれでもわたしを殺すでしょう。」主は彼に(カインに)仰せられた。「いや、そうではない。誰でもカインを殺すものは7倍の復讐を受ける」(創世記 4・15)

⑩ わたしが来たのは地に平和をもたらすためだと思っはなりません。わたしは平和をもたらすために来たのではなく、剣(つるぎ)をもたらすために来たのです。(マタイ 10・34)

⑪ しかし、聖書は何と言っていますか。「奴隷の女とその子供を追い出せ。奴隷の女の子供は決して自由の女の子供とともに相続人になってはならない。」こういうわけで、兄弟たちよ。私たちは奴隷の女の子供ではなく、自由の女の子供です。(ガラテア書 4・30)

⑫ だが、あなたがたと盟約した民に仲間入りした者、またはあなたがたとも自分の人々とも戦わないと、心に決めて、あなたのところにやってくる者は別である。もしアッラーの御心ならば、かれ(神)はあなたがたよりもかれらを優勢になされ、あなたがたと戦うであろう。それで、もしかれらが身を引いて、あなたがたと戦わないで和平(salam)を申し出るならば、アッラーはかれらに対して戦う道をあなたがたに与えられない。(4:90)

⑬ あなたがたに戦いを挑む者があれば、アッラーの道のために戦え。だが侵略的であつてはならない。本当にアッラーは侵略者を愛さない。(2:190)

⑭ 人びとよ、われ(神)は一人の男と一人の女からあなたがたを創り、種族と部族に分けた。これはあなたがたを、互いに知り合うようにさせるためである。アッラーの御許で最も貴い者は、あなたがたのうち最も主を畏れる者である。(49:13)

⑮ そのことのためにわれは(神)はイスラエルの子孫に対し、掟を定めた。人を殺した者、地上で悪を働いたという理由もなく人を殺す者は、全人類を殺したのと同じである。人の生命を救う者は、全人類の生命を救ったのと同じである(と定めた)。そしてわが使徒たちは、かれらに明証を齎した。だが、なおかれらの多くは、その後も地上において、非道な行いをしている。(5:32)

I. 『遠い敵』 Fawaz A. Gerges, *The Far Enemy – Why Jihad Went Global*, 2005, Cambridge Univ. Press

- * なぜジハードが国際化し、70年代に「近い敵（背教のアラブ支配者）」の打倒に専念していたジハード運動が90年代後半に「遠い敵（アメリカとその同盟国）」へのグローバル・ジハードに転換したのかを説明。p. i.
- * 9・11は単に「イスラームの家」の内紛の結果ではなく、jihadistの内紛の産物。p. 24.
- * Jihadistは90年代中盤に(1)transnational jihadist, (2)religious nationalistに分裂。p. 25.
- * 「近い敵」との戦いの袋小路から、民衆の共感を得る対イスラエル・アメリカ闘争に巢尾ローガンと戦略転換。Pp. 23-24.
- * 転換の原因：(1)ロシアのアフガン撤退とソ連崩壊, (2)91年湾岸戦争と米軍のサウジ常駐, (3)国内戦でのreligious nationalist敗北 p. 30.
- * 転換の思想(Zawahiri):アメリカ主導の十字軍シオニスト同盟はアラブ政権打倒を決して許さないの、遠い敵との戦いを後回しには出来ない。p. 32.
- * アメリカ50年代以降の冷戦下で無神論の革命的民族主義社会主義との対抗のため政治的イスラームと同盟。サラフィー・ワッハービー・同胞団も深い対米不信にもかかわらずソ連ブロックよりは西欧を選ぶ。p. 71.
- * 80-90年代一貫してビン・ラーディンは大不信仰（米）を小不信仰（アラブ支配者）より重視対内闘争反対。p. 144
- * カーイダのグローバル・ジハードはアフガンでの対ソ闘争と違い十分防衛的に見えずリクルートには失敗（米イラク侵略以前） p. 231.
- * ムスリムたちがビン・ラーディンの主張に共感しても、そのために血を流すわけではなく、戦略を実現し、アメリカとの戦力差を克服できるわけでもない。民衆の覚醒と動員は失敗していた。しかしアメリカの対テロ戦争は、逆効果で、カーイダの断末魔を延長。アメリカは、カーイダに止めを刺すべきムスリムの政治社会勢力との関係を津世埋めるべきなのに、逆に壊す間違った戦いをしている。pp. 233-234.
- * Jihadistは弾圧により1990年代後半に分裂衰退。カーイダは最後の足掻き。p. 246.
- * カーイダは2003年方針を変え、リヤドで対内ジハード決行。駱駝の背を折る最後の一本の藁。pp. 249.
- * カーイダは、従来のリクルート地アフガン、サウジ、イエメン、パキстанを失いつつあったが、イラクに格好のリクルート地を得る。P. 251. (ザルカーイーは最初30名の部下しかいなかったが、今は5,000-20,000の兵力 pp. 259-260)
- * イラク、かつてのアフガンに代わり「プロ」のjihadistのリクルート、訓練所化 pp. 264-269.
- * ラムズフェルト：「（イラクとアフガンでは今）アメリカが、捕らえ、殺し、抑止、思い

止めさせられる以上の戦士を生み出している。」 pp. 269-270.

- * カーイダ外からはアメリカの軍事攻撃、内側からはムスリムによる孤立化に晒されている。
- * アメリカのコメンテーターとポリシーメーカーはカーイダを葬る最も有効な方法はムスリム世界の中で敗北させることと気づくべき。アラブの独裁政権への支持は、カーイダの罠にはまること。アメリカのイラク侵略は、カーイダのグローバル・ジハードに反対していた重要なムスリムの世俗主義政治・宗教集団を民衆から乖離させた。世俗詩人アドニス「アメリカはアラブに何を望む？ 未来もなく歴史の背後に残りたいのか？」と謳う。体制的アズハル総長タンタウィーまで、全ムスリムにイラクの侵略米軍との戦いを促す。 Pp. 271-272.
- * アメリカはアラブの支配者に構造改革、社会諸層の政治統合への圧略をかけるべし。 p. 276

II. 『イスラーム法におけるジハードと戦闘』 Muḥammad Khair Haikal, *al-jihād wa al-Qitāl fi al-Sharī'ah al-Islāmiyah*, vol.1-3, 1996, Beirut, 2nd ed..

(インドネシア語訳: *Jihad & Perang Menurut Syariat Islam*, 2004, Pustaka Thariqul Izzah)

第1巻

第1部：イスラームにおけるジハードと他の種類の戦闘

- 1章：ジハードの語源的、聖法的、慣用的、専門用語的定義
- 2章：イスラームにおける戦闘の種類。そのうち何がジハードの範疇か？
 - 1節：背教者との戦闘
 - 2節：反徒との戦闘
 - 3節：盗賊団との戦闘
 - 4節：生命、財産、名誉の私的不可侵性の防衛のための戦闘
 - 5節：イスラーム世界の公共的不可侵性の防衛のための戦闘
 - 6節：為政者の逸脱に対する戦闘
 - 7節：内戦
 - 8節：権力篡奪者との戦闘
 - 9節：庇護民（国内の異教徒）との戦闘
 - 10節：敵の財産奪取目的の戦士による戦闘
 - 11節：イスラーム国家樹立のための戦闘
 - 12節：イスラーム諸国の統一のための戦闘

第2部：ジハードの合法化

- 1章：ジハードの前段階：ヒジュラ前のマッカ期のイスラームの宣教
 - 1節：秘匿局面のイスラームの宣教
 - 2節：公表局面のイスラームの宣教
 - 3節：部族長への提示と援助者との戦争に対する忠誠誓約局面のイスラームの宣教
- 2章：ヒジュラ後のマディーナ期のイスラームの宣教

1 節：戦闘許可

2 節：預言者の戦記にみる戦争の伝承と和議による停戦の概観と演繹される主要規定

3 節：使徒の諸国の為政者へのイスラームの宣教と、そのジハードとの関係

4 節：正統カリフ時代におけるあらゆる方面へのジハードの宣戦の諸原因

第3部：イスラームにおける宣戦の諸事由

1 章：攻撃への反撃

1 節：イスラームにおける戦闘の一つの理由としての侵害

2 節：何への攻撃かによるムスリムへの侵害の諸形態

3 節：「イスラームの家」か「不信仰の家」への帰属に応じてのムスリムへの侵害

4 節：庇護民とそれに準ずる者と非庇護民のムスリムの同盟者への侵害はムスリムへの侵害

5 節：庇護民でない不信仰者とそれに準ずる者、同盟者でない者への不正、侵害がイスラームにおける戦闘の理由の一つとなるか？

2 章：イスラームの宣教に対する阻止

1 節：イスラームにおけるジハードの理由となる「イスラームの宣教の阻止」の意味

2 節：他国の非ムスリムに何を呼びかけるのか。

3 節：イスラーム、あるいはイスラーム秩序への呼びかけへの諸国、民族の対応、とその法的効果、ジハードの合法化

第2巻

第4部：ジハードの諸法規

第5部：戦時政治におけるイスラーム法規

第3巻

第6部：イスラームにおける戦闘中止の理由、宣教普及、和平定着、生命保護におけるその効果

第7部：現代におけるジハード

第1部：理論的研究におけるジハード

1 節：ムスリムの著述家にとってのジハードと反証

2 節：非ムスリムの著述家、百科事典におけるジハードと反証

第2部：現代の戦争の現実におけるジハード

1 節：他国に対してムスリムが非ムスリムとの参戦を定めた軍事同盟。

2 節：軍事基地、空港の賃貸、武器、戦略物資の売買、その他の援助。

3 節；イスラーム諸国の間の戦争

4 節：イスラーム世界内の軍事組織、その活動についてのイスラーム法的判断

参考文献

中田考、『ビンラディンの論理』、小学館文庫、2002/1

中田考「イスラーム世界」とジハード -ジハードの理念とその類型-

『イスラーム国家の理念と現実』 栄光教育文化研究所、 pp. 200-229、 1995/05

2005/10/22 CISMOR 部門研究2 共同研究会「ジハードと「イスラーム世界」」資料
アル=マハッリー (1459 年没)・アル=ス्यूティー (1505 年没) 共著 中田香織訳/中田
考監訳 『ジャラーラインのクルアーン注釈(*Tafsīr al-Jalālain*)』より抜粋

．[ジハード]

1．命令形

『信仰する者たちよ、アッラーを畏れ身を守り、彼に至る手段を求め、彼の道において闘え。きっとおまえたちは成功するであろう。(5:35)』

『アッラーを畏れ身を守り』 彼の懲罰を恐れ、彼に従うことによって。

『彼に至る手段を』 おまえたちを彼に近づける服従行為を。

「手段(ワシーラ)」とは、あるものに近づくために用いるもののことである。

『求め』 追求し。

『彼の道において闘え』 彼の宗教が高められるために。

『きっとおまえたちは成功するであろう』 勝ちを得るであろう。

『軽々と、また重々しく出征せよ。そして、おまえたちの財産とおまえたち自身を捧げてアッラーの道において奮闘せよ。それはおまえたちにとってより良い。もしおまえたちが知っているならば。(9:41)』

『軽々と、また重々しく』威勢良く、また、そうでなく。強い者も弱い者も、金持ちも貧しい者も、ということだとも言われる。これは、『弱い者・・・には罪はない』(第9章91節)によって破棄された。

(・・・)アル=ハサン、アル=ダッハーク、ムジャーヒド、カタールダ、イクリマによれば、若者も老人も、という意味である。イブン・アッパースによれば、威勢良く、また威勢良くなく、ということであり、アティヤー・アル=アウフィーによれば、乗り物に乗った者も徒歩の者も、ということであり、アブー・サーリフによれば、財産の軽い者、つまり貧しい者も、財産の重い者、つまり金持ちも、ということである。イブン・ザイドによれば、軽々と、とは莊園を持たない者のことで、重々しく、とは莊園があり、それを離れることを嫌う者のことである。

(・・・)これは包括的なものである、とするのが正しい。なぜなら、『軽々と、また重々しく出征せよ』の御言葉にはそれらすべての状態が含まれるからである。つまり、おまえたちがいかなる状態にあらうと、という意味なのである。

そうだとすると、これはあらゆる者、つまり病人、障害者、貧しい者、金持ち、その他諸々の者までにジハードを義務付けることになるが、実際にはそうではない。とするとこの命令はいったい何を意味するのか、と問うなら、学者の中にはこれは義務とするものであったが既に破棄されたと考える者と、これを推奨行為とする者がいるのだと答えよう。イブン・アッパースは、「この節は『信仰者たちは一斉に出征することはな

い』(第9章122節)によって破棄された」と言っているし、アル=スッディーは「この節は『弱い者・・・には罪はない』(第9章91節)によって破棄された」と述べている。(・・・)

『もしおまえたちが知っているならば』それが
おまえたちにとってより良いことであると。そうすれば、おまえたちは嫌がりはしなかったであろう。

『預言者よ、不信仰者と偽信者に対し奮闘し、彼らに厳しくあれ。彼らの帰り処は火獄である。なんと悪い行き先であるか。(9:73)』

『不信仰者と偽信者に対し奮闘し』(不信仰者に対しては)剣で。また、(偽信者に対しては)舌と証明によって。

『彼らに厳しくあれ』(両者には)譴責と憤怒をもって。

『なんと悪い行き先であるか』帰り所か、それは。

『アッラーを信じ、彼の使徒と共に奮闘せよとの一章が下されると、彼らのうち力のある者たちがおまえに免除を求め、「われらを留まる者たちと共に居させよ」と言う。(9:86)』

『アッラーを信じ、彼の使徒と共に奮闘せよとの』『・・・との('an)』は「bi-'an(・・・ということについての)」の意。

『一章が』クルアーンの一部が。

『力のある者たちが』富裕な者が。

信者の指導者や長老たちのことである、とも言われる。

2. 平叙文

『預言者よ、不信仰者と偽信者と闘い、彼らに対し強硬であれ。彼らの帰り処は火獄である。なんと悪い行き先であることよ。(66:9)』

『不信仰者と』剣を持って。

『偽信者と闘い』舌と根拠を持って。

『彼らに対し強硬であれ』撥ね付け、憤慨することによって。

『なんと悪い行き先であることよ』それは。

『それゆえ、不信仰者に従ってはならない。彼らとはそれによって大いなる闘いを闘え。(25:52)』

『不信仰者に従ってはならない』彼らの欲望において。

『それによって』クルアーンによって。

『大いなる闘い』アル=バイダーウィーによると、愚か者たちとの議論による戦いは、敵との剣による戦いよりも大きなものだからである。

『また、アッラーにおいて奮闘の誠を闘え。彼はおまえたちを選び給うたのである。彼は宗教においておまえたちに苦行をなし給わなかった。おまえたちの父イブラーヒームの宗派である。彼がおまえたちを以前から、またこの中においてもムスリムと名づけ給うたのである。それは、使徒がおまえたちの証人となり、おまえたちが人々の証人となるためである。それゆえ、礼拝を履行し、浄財を払い、アッラーに寄りすがれ。彼こそはおまえたちの守護者であらせられる。なんと良き守護者であることか、なんと良き援助者であることか。(22:78)』

『アッラーにおいて』彼の宗教を打ち立てるために。

『奮闘の誠を』全力を尽くして。「ḥaqqa (誠を)」が対格なのは動名詞(「jihād」)にかかるため。

『彼はおまえたちを選び給うたのである』彼の宗教のためにおまえたちを選び出し給うたのである。

『苦行を』困難を。

『・・・なし給わなかった』礼拝の短縮、タヤンムム(砂による浄め)、死肉を食べること、病気や旅行の際の斎戒解きなどやむを得ない状況においてはそれを易しいものとすることによって。

『イブラーヒームの』説明の同格接続。

『宗派』対格(millata)になっているのは、属格とさせる前置詞「kaf(・・・のように)」(ka)の置換による。

『彼が』アッラーが。

『以前から』この啓典以前に。

『この中においても』クルアーンの中においても。

『われはおまえたちに対して宗教としてイスラームを是認した』(5章[食卓]3節)との御言葉により。

『使徒がおまえたちの証人となり』復活の日に、彼がおまえたちに伝達したということの。

『おまえたちが』おまえたちが('antum)。

『人々の証人となるためである』彼らの使徒が彼らに伝達したということの。

『礼拝を履行し』それを継続し。

『アッラーに寄りすがれ』彼に頼れ。

『おまえたちの守護者であらせられる』おまえ

たちの援助者であり、おまえたちの諸事の管理者であらせられる。

『なんと良き守護者であることか』彼は。

『なんと良き援助者であることか』おまえたちにとって、応援者であることか。

『おまえたちは、巡礼者の水飲み場と聖モスクの管理を、アッラーと最後の日を信じ、アッラーの道で奮闘した者のようだとするのか。アッラーの御許では同じではない。アッラーは、不正な民は導き給わない。(9:19)』

『おまえたちは』『多神教徒たちがアッラーのモスクを管理することがあってはならない』(第17節)における三人称から転じ、多神教徒がここで二人称に変わっている。

『巡礼者の水飲み場と聖モスクの管理を』つまり、それを行う一族を。

『巡礼者の水飲み場』とは、『アル＝ムジュマル』によると巡礼の時に飲み物を取る場である。彼らは乾ブドウを買ってザムザムの水に投げ入れ、人々に配給した。ジャーヒリーヤの時代もイスラームの時代も、アル＝アッパースがそれを管理していた。預言者はそれをアッパース家にずっと留められるものとされた。それゆえ、アッパース家が続く限りはだれもそれを取り上げることは認められない。

『アッラーの御許では同じではない』徳において。

『不正な民は』不信仰者は。

『導き給わない』この節は、そのように（両者が同じである、と）言った者、すなわちアル＝アッパースなどに対して下された。

『奮闘した者、彼は自分自身のために奮闘したのである。まことにアッラーは諸世界から自足し給うた御方。(29 : 6)』

『奮闘した者』 戦闘における闘い、または自己との闘いを闘った者。

『彼は自分自身のために奮闘したのである』 なぜなら、その奮闘の益は彼にもたらされ、アッラーにもたらされるものではないからである。

『諸世界から』 人間とジン（幽精）と天使たちから、また、彼らの崇拜から。

『われらは人間に、自分の両親に対する善を命じた。だが、もし彼ら二人（両親）がおまえに、われと並べておまえに、それについて知識のないものを同位者として配するよう奮闘したなら、二人に従ってはならない。われにこそおまえたちの帰り処はあり、それからわれはおまえたちにおまえたちのなしたことについて告げるのである。(29 : 8)』

『自分の両親に対する善を命じた』 両親に孝行することにより善の命令。

つまり、最善を尽くしてできる限りのことにおいて両親に良くすることである。それには、金銭を与えること、奉仕すること、優しい物言いをすること、彼らに反抗しないことなどが含まれる。

『それについて』 彼（アッラー）の同位者を配することについて。

『知識のないもの』 事実と一致するような。それゆえ、理解できないもの。

『同位者として配するよう強いなら』 これは、イスラームに初期に入信した者の1人サアド・ブン・アブー・ワカースと彼の母親ハムナについて啓示されたものである。彼が入信した時、彼女は、自分が死ぬか、サアドがムハンマドを拒むかするまで飲食を断ち、屋根の下に陰を求めなかった。だが、サアドは彼女の言うことを聞くことを拒み、彼女は3日間、飲食を断ち、陰に入らず、とうとう気絶した。そこで、サアドは預言者の許に行き、彼女のことを彼に告げた。すると、アッラーは、『だが、もし彼らが二人がおまえに・・・強いなら』を啓示し給うた。

サアドは母親に従わず、「アッラーに誓って、もしあなたに100の命があり、それが1つ1つ消えて逝ったとしても、私はムハンマドを否定しない。もしあなたが望むなら食べ、望まないなら食べるのをやめなさい」と言った。それを見た母親は食べた。

『二人に従ってはならない』 多神教において。

『それからわれはおまえたちにおまえたちのなしたことについて告げるのである』そして、おまえたちにそれを報いる。

『だが、もし彼ら二人（両親）が、おまえにそれについての知識がないものをわれに共同者と配するようおまえと奮闘するなら、彼らに従ってはならない。だが、現世では彼らに良識的に付き合え。われの許に帰った者の道に従え。それから、われの許におまえたちの帰り処はある。そして、われはおまえたちにおまえたちがなしたことについて告げるのである。（31：15）』

だが、もし彼ら二人が、おまえにそれについての

『知識がないもの』実際に即した（知識が）

『良識的に』良識に則って。孝行と親戚付き合いによって。

『われの許に』服従行為によって。

『帰った者の』戻った者の。

一説によると、これはアブー・バクル・アル＝スィッディークのことである。イブン・アッパースによると、彼がイスラームに入ると、彼のところにウスマーン、タルハ、アル＝ズバイル、サアド・ブン・ウバイイ・ワッカーズ、そして、アブドッラフマーン・ブン・アウフがやって来て言った、「あなたはあの男の言うことを真実と認め、彼を信じたのか」。彼は言った、「そうだ。彼は誠実な者である」。そこで彼らは信じた。それから、アブー・バクルは彼らを預言者の許に連れて行き、彼らはイスラームに入った。これらの者にはアブー・バクルの導きによってイスラーム入信の先行を得た。

『道に』路に。

『われはおまえたちにおまえたちがなしたことについて告げるのである』そして、それに対しておまえたちに報いるであろう。命令の文節（『また、われらは人間に両親に対して課した』）とその後のもの（『・・・われはおまえたちにおまえたちがなしたことについて告げるのである』）は（ルクマーンの息子に対する2つの言葉の間の）挿入句。

『まことに、信仰し、移住し、自分たちの財産と自分自身を捧げてアッラーの道において奮闘した者たち、また、避難所を提供し、援助した者たち、それらの者は互いに後見人である。一方、信仰しても移住しない者、移住するまで彼らの保護はおまえたちの義務ではまったくない。もし、彼らが宗教においておまえたちに助けを求めたなら、おまえたちと彼らの間に盟約のある民に敵対する場合を除き、援助がおまえたちに課せられる。アッラーはおまえたちのなすことを見ておられる。（8：72）』

『まことに、信仰し、移住し、自分たちの財産と自分自身を捧げてアッラーの道において奮闘した者たち』これは、ムハージルーン（マッカからマディーナに移住した者たち）のことである。

『避難所を提供し』預言者に。

『援助した者たち』アンサール（マディーナで移住してきたムスリムを迎え入れた者たち）である。

『それらの者は互いに後見人である』援助と相続において。

ムハージルーンとアンサールの間には移住と、アッラーの御使いが両者の間に結ばせられた兄弟の契りに

よって、当初、相続があった。それで、ムハージルーンは義兄弟となったアンサールから遺産を相続し、また、その逆も行われた。

『彼らの保護は』『保護』は、「waw」の母音を「i」で読む読誦法（「wilayati-him」）と、「a」で読む読誦法（「walayati-him」）がある（監訳者注：ハスフ&アースィム版では、後者の読誦法を採るが、意味に変わりはない）。

『おまえたちの義務ではまったくない』それゆえ、おまえたちと彼らの間には相続はないし、彼らには戦利品の分け前もない。

ムハージルーンとアンサールよ、おまえたちと彼ら、つまり、移住しない者たちの間には。おまえたちと彼らの間に血縁関係があったとしても（遺産相続はない）。一方、援助に関しては、『もし、彼らが宗教においておまえたちに助けを求めたなら・・・』に言及があるとおりである。

『盟約の』（講和）契約の。

『・・・民に敵対する場合を除き』その時には、彼らを助けて、盟約を破ってはならない。

『援助がおまえたちに課せられる』彼らへの、
不信仰者に敵対する。

『信仰し、移住し、アッラーの道において奮闘する者、そして、避難所を提供し、援助する者、それらの者たち、彼らは真の信仰者である。彼らには赦しと榮譽ある糧がある。（8：74）』

『彼らには赦しと榮譽ある糧がある』樂園において。

『後から信仰し、移住し、おまえたちと共に奮闘する者たち、それらの者はおまえたちの仲間である。また、血縁のある者はアッラーの書においては互いに一層近い。まことにアッラーはすべてのことに全知なる御方。（8：75）』

『後から』信仰と移住において先行した者の後に。

ヒジュラ暦6年のアル＝フダイビーヤの盟約の後に。これを第2のヒジュラという。

『おまえたちの仲間である』ムハージルーンとアンサールよ。

『血縁のある者は』近親関係のある者は。

『アッラーの書においては』護持された板（アル＝ラウフ・アル＝マフフーズ）においては。

アル＝ハーズィンによれば、『アッラーの書において』とは、アッラーの規定において、という意味である。あるいは、それは、護持された板である、とも、クルアーンである、とも言われる。

『互いに一層近い』前節で言及された信仰と移住による相続者よりも、相続において。

『まことにアッラーはすべてのことに全知なる御方』その中には相続の規定が含まれる。

『それとも、おまえたちは放って置かれると思ってか。おまえたちのうち奮闘し、アッラーと彼の使徒と信仰者を差しおいて親友を持たない者たちをアッラーが知り給うていないのに。アッラーはおまえたちのなすことに精帳し給う御方。（9：16）』

『それとも・・・か』『・・・か(‘a)』は非難の(疑問詞)ハムザである。

『おまえたちは放って置かれると思っただか』おまえたちが嫌う戦闘をおまえたちに課すこともなく。

『奮闘し』誠心誠意。

『親友を』腹心の友。味方を。

『アッラーが知り給うていないのに』実現した知識で。誠心誠意の者、つまり、既述のように形容された者たちがそうでない者たちからまだ際立っていないのに、という意味である。辞詞「Iamma」は否定の辞詞「Iam」の意。

『信仰し、移住し、自分の財産と命をもってアッラーの道で奮闘した者はアッラーの御許で一層大いなる段階にある。それらの者、彼らは成功者である。(9:20)』

『一層大いなる』彼ら以外の者たちよりも。

『段階にある』啞階に。

『彼らは成功者である』善きものを獲得した者である。

「だが、使徒と彼と共に信じる者たちは自分の財産と命をかけて奮闘した。それらの者、彼らには良いものがある。また、それらの者、彼らこそ成功者である。(9:88)」

『彼らには良いものがある』現世と来世で。

『彼らこそ成功者である』勝者である。

「それから、まことにおまえの主は、試練を受けた後で移住し、それから奮闘し、忍耐した者たちに対し、まことにおまえの主はその後には、よく赦す、慈悲深い御方。(16:110)」

『試練を受けた後で』迫害され、不信仰を口にした後で。(『試練を受けた(futinu)』は)能動態とする読誦法(「試練を与えた(fatanu)」)もある。つまり、信仰を拒み、人々を信仰から逸らすよう試練に遭わせた後で。

『移住し』マディーナへ。

『忍耐した』服従行為において。

『その後には』試練の後には。

『よく赦す』彼らに対し。

『慈悲深い御方』彼らに。

第1の『まことに(‘inna)』の述部は、第2の(‘innaの)述部(『よく赦す、慈悲深い御方』)が示している。

『一方、われらにおいて奮闘した者たち、われらは彼らをわれらの道に必ずや導く。まことに、アッラーは善を尽くす者たちと共にあらせられる。(29:69)』

『アッラーについて虚偽を捏造し』彼に多神を配することによって。

『真理が』預言者、あるいは、啓典。

『誰かあろうか』誰もいない。

『住まいが』定住地が。

『ないのか』そこにはそれがある。そして、彼（アッラーについて虚偽を捏造し、真理がもたらされた時にそれを嘘だと否定した者）は彼らのうちのひとりである。

『われらにおいて』われらの真理において。

『奮闘した者たち』アル＝ハサンによれば、欲望に抗う闘いのことである。アル＝フダイル・ブン・イヤードによれば、知識の追求のために奮闘した者は、それに則った行いの道にわれらが必ずや導く、ということである。サフル・ブン・アブドッラーによると、われらの服従において奮闘した者は、われらの報奨への道に必ずや導く、ということである。アブー・スライマーン・アル＝ダーラーニーによれば、彼らが知っていることにおいて奮闘した者は、彼らが知らなかったことへとわれらが必ずや導く、ということである。ある者によると、知っていることを実践した者には、彼の知らなかったものの知識を授ける、ということである。一説によると、われわれが自分たちが知らないことにおける自分の無知と思うことは、実はわれわれが知っていることにおいてわれわれが怠慢であるに過ぎない、とも言われる。また奮闘（mujāhadah）とは服従のための忍耐である、とも言われる。

アル＝クルトゥビーによれば、われらにおいて、つまり、われらの満悦を求めて不信仰者と闘った者は、ということである。アル＝スッディーなどによれば、この節は戦闘の義務の啓示以前に下されたものである。

『われらの道に』つまり、われらへと至る路に。

『必ずや導く』つまり、われらは彼らに導きを増し加える。

『善を尽くす者たち』信仰者たち。

『・・・と共にあらせられる』神佑と助けによって

『信仰者たちとは、アッラーと彼の使徒を信じ、その後に疑念を持たず、アッラーの道において己の財産と己自身によって奮闘する者たちである。それらの者、彼らこそ誠実な者である。(49 : 15)』

『信仰者たちとは』後で明らかになるように、信仰において誠実な者とは、ということである。

『疑念を持たず』信仰について疑わず。

『アッラーの道において己の財産と己自身によって奮闘する』彼らのジハードは彼らの信仰の誠実さを明らかにするのである。

『彼らこそ誠実な者である』信仰において。「信じた」と言ってもそこからはイスラーム以外は見出せないような者はそうではないのである。

『アッラーと彼の使徒を信じ、おまえたちの財産と命をもってアッラーの道に奮闘することである。それはおまえたちにとってより良い。もし、おまえたちが知っていたなら。(61 : 11)』

『アッラーと彼の使徒を信じ』信仰の上に留まり。

買い手の払う代価に相当し、『お前たちの罪を赦し・・・』が商品に相当する。

『それはおまえたちにとってより良い』どんなものよりも。

『・・・である』省略が推定される主語（「それ（商取引）は」）の述語。

『もし、おまえたちが知っていたなら』それがおまえたちにとってより良いと。それをなすがいい。

『奮闘した者、彼は自分自身のために奮闘したのである。まことにアッラーは諸世界から自足し給うた御方。(29 : 6)』

『奮闘した者』 戦闘における闘い、または自己との闘いを闘った者。

『彼は自分自身のために奮闘したのである』 なぜなら、その奮闘の益は彼にもたらされ、アッラーにもたらされるものではないからである。

『諸世界から』 人間とジン（幽精）と天使たちから、また、彼らの崇拜から。

『アッラーと最後の日を信じる者たちは、自分の財産と自分自身を捧げて奮闘することに対し許可をおまえに求めたりはしない。アッラーは畏れ身を守る者を知り尽くし給う御方。(9 : 44)』

『アッラーと最後の日を信じる者たちは、自分の財産と自分自身を捧げて奮闘することに対し』・・・ことを避けて。

『許可をおまえに求めたりはしない』居残ることについて。

『彼らの居処に居残された者たちはアッラーの使徒から離れて喜び、自分の財産と自分自身を捧げてアッラーの道に奮闘することを嫌い、「暑さの中、出征するな」と言った。言え、「火獄の火は一層熱さが厳しい」。もし彼らが理解するなら。(9 : 81)』

『彼らの居処に』座り込んで。

『居残された者たちは』タブークに出征せずに。

『信仰する者、そして移住し、アッラーの道で奮闘する者、それらの者はアッラーの慈悲を望む。アッラーはよく赦す慈悲深い御方。(2 : 218)』

この派遣小隊は、自分たちのなしたことが罪にはならないとしても報償はないだろうと考えたため、それに対して下された。

彼らはアッラーの御使いSに、「われらのこの遠征に報償はありますか。われらに遠征があることを期待します。」と尋ねた。

『移住し』 自分たちの故郷を離れ。

『アッラーの道で奮闘する者』 彼の宗教の地位向上のため。

『アッラーの慈悲』 彼の報奨。

『それらの者はアッラーの慈悲を望む』 それらの者はアッラーからの報償を願う。彼らは、報償

が自分たちの行為から必然的にもたらされるものではなく、アッラーの慈悲による特別な恵みであることを知っているのである。

『アッラーはよく赦す』 信仰者たちに対して。

『慈悲深い御方』 彼ら（信仰者たち）に。

『それとも、おまえたちは樂園に入ると思ってたか。いまだアッラーがおまえたちのうち奮闘する者を知らず、忍耐する者を知り給わないというのに。(3 : 1 4 2)』

『それとも』 いや、・・・なのか。

『いまだ・・・ない・・・』 「ラッマ（いまだ・・・ない）」は過去の否定詞「ラム（まだ・・・ない）」の意。

『アッラーがおまえたちのうち奮闘する者を知らず』 外界に現実化した知識によって。

『忍耐する者を』 苦境にあって。

『信仰者のうち、支障もないのに座り込む者と自分の財産と命をかけてアッラーの道において闘う者とは同じではない。アッラーは、自分の財産と命をかけて闘う者たちに座る者たちよりも一階層上を恵み給うた。どちらにもアッラーは良いものを約束し給うた。だが、闘う者には座る者よりも大きな報奨を恵み給うた。(4 : 9 5)』

『支障もないのに』 修飾語で主格。除外の対格として読む読誦法もある。身体障害、盲目などの。

『座り込む者と』 ジハードに行かず。

『座る者たちよりも』 支障があって。

『一階層上を恵み給うた』 特別の恵みを。両者はニーヤ（意図）においては同じであるが、ジハードに行った者には実際行動ゆえの追加がある。

『どちらにも』 その両者の。

『アッラーは良いものを約束し給うた』 樂園を。

『座る者よりも』 支障なしに。

．キタール（戦闘）

1．名詞（命令の意味）

『おまえたちには戦いが書き定められた、おまえたちにとっては嫌なものであろうが。おまえたちはなにかを、おまえたちにとって良いことでも嫌うかもしれない。また、なにかを、おまえたちにとって悪いことでも好むかもしれない。アッラーは知り給うが、おまえたちは知らない。(2 : 2 1 6)』

『戦いが』 不信仰者に対する戦いが。

『書き定められた』 義務付けられた。

戦闘は彼ら（不信仰者）が我々（ムスリム）の土地を侵略した時には個人義務となるが、彼らが彼

らの土地にいる限り連帯義務である。

『おまえたちにとっては』 その苦しさゆえに、当然ながら。

『嫌なものであろうが』 嫌われるものであろうが。

『おまえたちはなにかを、おまえたちにとって良いことでも嫌うかもしれない。また、なにかを、おまえたちにとって悪いことでも好むかもしれない。』 自滅を必然とする煩悩への自我の傾倒と、幸福を必然とする義務賦課に対する嫌悪によって。戦争には、たとえおまえたちが嫌おうとも、おまえたちにとって良いものがきつとあるのである。なぜなら、それには勝利と戦利品、あるいは殉教と（来世での）報奨があるからである。逆に戦争の放棄には、たとえおまえたちがそれを望もうと、悪がある。なぜなら、それには屈辱と貧困化と（来世での報奨）の剥奪があるからである。

『アッラーは知り給う』 何がおまえたちにとって善であるのか。

『おまえたちは知らない』 それを知らない。それゆえ、おまえたちにアッラーが命じ給うたことに取り掛かれ。

アッラーがおまえたちに命じ給うたことはおまえたちにとって良いものであり、アッラーがおまえたちに禁じ給うたものはおまえたちにとって悪いものである。おまえたちにはそれがわからないのであるから、自分の見解に従わずにアッラーの命令に従え。

2．命令形

『それゆえ、アッラーの道において戦え。おまえに課せられたのはおまえ自身だけである。それゆえ、信仰者たちを励ませ。きっとアッラーは信仰を否定する者たちの力を奪い給う。アッラーは力においてより強く、懲らしめにより厳しい御方。（４：８４）』

『アッラーの道において戦え』 ムハンマドよ。

『おまえに課せられたのはおまえ自身だけである』 それゆえ、彼らがおまえから去っても気にするな。おまえ１人になっても、戦え、なぜなら、おまえには勝利が約束されているから、という意味である。

『信仰者たちを励ませ』 彼らを戦闘に向けて励まし、戦意を奮い立たせよ。

『力を奪い給う』 戦力を。

『アッラーは力においてより強く』 彼らよりも。

『懲らしめにより厳しい御方』 彼らよりも。痛めつけることにおいて。

預言者Ｓは、「私の魂を御手になさる御方に誓って、たとえたった一人でも私は出陣する」と言い、小バドルの戦いに７０人の騎乗の者を連れて出陣された。アッラーは不信仰者の心に恐怖を吹き込み、戦意を喪失させ給い、アブー・スフヤーンに出陣を思い直させ給うた。これについては第３章「イムラーン家」ですでに述べた通りである。

『彼らは言った。「ムーサーよ、彼らがそこに留まる限り、われらはそこには決して入らない。それゆえ、おまえとおまえの主で行って二人で戦え。われらはここに座っている。」（５：２４）』

『それゆえ、おまえとおまえの主で行って二人で戦え』 彼らと。

『われらはここに座っている』 戦闘には加わらず。

『アッラーの道においておまえたちと戦う者と戦え。だが、法を越えてはならない。まことにアッラーは法を越える者を愛し給わない。(2 : 190)』

フダイビーヤの地での休戦協定の年に、不信仰者が預言者 S の巡礼のためにカアバ神殿入りを妨げた時に啓示された。預言者はマッカには翌年出直し、3 日間彼にマッカを開け放すとの条件で不信仰者と休戦協定を結んだ。そこで彼が協定成就によるウムラ（小巡礼）の準備をしていると、ムスリムたちはクライシュ族が協定を破り、彼らのウムラを妨害し、戦いとなるのではと恐れ、聖月に聖地で聖なる状態で戦うことになるのを嫌ったのである。

『アッラーの道において』 アッラーの宗教の地位を高めるために。

「道（サビール）」は宗教を譬えたものである。宗教はアッラーに至る道なのである。

『おまえたちと戦う者と』 不信仰者のうち。

『法を越えてはならない』 最初に戦闘を仕掛けることで、彼らに対し。

『法を越える者』 彼らの定められた限度を超える者。この規定は、第 9 章の節によって、あるいは次の節によって破棄された。

『彼らを見つけ次第、殺せ。彼らがおまえたちを追い出したところから彼らを追い出せ。フィトナ（悪の誘い）は殺害よりもより深刻である。聖マスジドでは彼らがそこでおまえたちに戦いをしかけられるまでは彼らと戦ってはならない。彼らがおまえたちと戦うなら、彼らを殺せ。不信仰者の報いはこのようなものである。(2 : 191)』

『彼らを見つけ次第』 彼らを目にしたところで。

『彼らがおまえたちを追い出したところ』 マッカ。そして実際にマッカ征服の年に彼らはそのような目にあった。

マッカ開城の際にムスリムとならなかった者は殺されるか追放された。

『殺害は』 おまえたちが重大視する聖域内での、あるいはイフラーム（巡礼の禁忌）中の彼ら（不信仰者）の殺害は。

『フィトナ（悪の誘い）』 彼らの多神崇拜。

『深刻である』 より重大である。

なぜなら、シルクは人を永遠の獄火に至らせるが、殺人はそうではないからである。

『聖マスジドでは』 つまり、（マッカの）聖域内では。

『彼らがおまえたちと戦うなら』 そこ（聖域）で。

『彼らを殺せ』 そこ（聖域）であっても。この節の第二語根を長母音の「アー」で読む動詞派生形第 3 形「戦う」の現れる 3 ヶ所、「ユーカーティルー（・・・戦いをしかけれる）」、「ラー・トゥカーティルー」「・・・戦ってはならない」、「カータルー（・・・戦うなら）」は、別の読誦法では、長母音の「アー」のない動詞原形の「殺す」で「ヤクトゥルー（殺す）」、「ラー・タクトゥルー（殺す）」。

してはならない)」、「カタルー(殺すなら)」と読む。

『このようなもの』 殺害と追放。

(『彼らが止めたら、まことにアッラーはよく赦し、慈悲深い御方。(2:192)』

『彼らが止めたら』 不信仰をやめ、イスラームに入信すれば。

『よく赦し』 彼らを。

『慈悲深い御方』 彼らに。)

『フィットナがなくなり、宗教がアッラーに帰されるまで彼らと戦え。彼らが止めたら、不正をなす者以外には敵対はない。(2:193)』

『フィットナ』 多神崇拜。

『なくなり』 存在しなくなり。

『宗教』 崇拜。

『アッラーに帰されるまで』 アッラーのみに帰されるまで。彼以外の何ものも崇拜されなくなるまで。

聖月であっても、また、彼らの方からおまえたちに戦いをしかけてきたのでなくても戦え。

『もし彼らが止めたなら』 もし多神崇拜をやめたなら、彼らを攻撃してはならない。そのことは次の句が示している。

『不正をなす者以外には敵対はない』 (多神崇拜を) やめた者はもはや不正な者ではないので、彼らに対して敵対することは(あってはなら)ない。

この文は形は否定の叙述文であるが意味は禁止である。

『アッラーの道において戦え。そしてアッラーがよく聞きよく知り給う御方と知れ。(2:244)』

『アッラーの道において戦え』 アッラーの宗教の地位向上のため。

『よく聞き』 おまえたちの言葉を。

『よく知り給う御方』 おまえたちの状態について。そしておまえたちに報い給う。

戦闘に臨む者への報いの約束であり、戦闘から逃れようとする者への警告の言葉である

『また、信仰を偽り、そして、「来て、アッラーの道において戦え。あるいは、防衛せよ。」と言われると、「もし戦闘を知っていれば、おまえたちに從ったのだが。」と言う者たちを知り給うためであった。彼らはその日、信仰に対するより、不信仰に対して近かった。彼らは心にないことを口先で言っている。だが、アッラーは彼らの隠すことを最も良く知っておられる。(3:167)』

『信仰を偽り、そして・・・と言う者たちを』 (『信仰を偽り、そして』の後に) 関係接続詞「アッラズィーナ(・・・者)」(を補う)。

この文章は2通りの解釈が可能である。1つによれば、(『そして・・・』を) 新しい文章とするもので、アッラーは、彼らが戦闘、あるいは防衛を命じられた者であったことを告げ給うておられる(つ

まり、「また、信仰を偽る者たちを知り給うためであった。彼らは、『来て、・・・』と言われると、・・・
『・・・おまえたちに従ったのだが。』」と言った。別の解釈によれば、『・・・と言われると・・・
言う』は『信仰を偽り』にかかり、関係接続詞の領域に含まれる。・・・

『来て、アッラーの道において戦え』 彼の敵たちと。

『あるいは、防衛せよ』 われらを（敵の）民から。戦わないまでも、おまえたちの員数を増やして。

『・・・と言われると』 彼らが戦闘から背を向け戻った時に。それは、アブド・アッラー・ブン・ウバイイとその仲間（の300人）のことである。

『もし戦闘を知っていれば』 熟練していれば。

『「・・・おまえたちに従ったのだが。」と言う・・・』 至高なる御方は彼らの嘘を暴いて（次のように）仰せられた。

『彼らはその日、信仰に対するより、不信仰に対して近かった』 彼らが現した信仰者を見捨てる姿勢によって。それ以前は表面的には信仰に対して近かったが。

『彼らは心にないことを口先で言っている』 もし戦闘を知っていたとしても、おまえたちには従わなかったであろう。

『だが、アッラーは彼らの隠すことを最も良く知っておられる』 偽信仰を。

『信仰する者たちはアッラーの道において戦い、信仰を否定する者たちはターグートの道において戦う。それゆえ、シャイターンの味方と戦え。まことにシャイターンの策謀は弱いものであった。（4：76）』

『ターグートの道において』 シャイターンの。

『シャイターンの味方と戦え』 彼（シャイターン）の宗教を応援する者と。おまえたちは、アッラーと共にあるおまえたちの力によって彼らに勝つであろう。

『シャイターンの策謀は』 信仰者に対する。

『弱いものであった』 脆い。アッラーの不信仰者に対する策謀に対抗することはできない。

『おまえは見なかったか。「おまえたちの手を控え、礼拝を守り、ザカーを払え」と言われた者たちを。彼らに戦闘が書き留められると、途端に彼らの一部は、ちょうどアッラーに対する恐れのように、あるいは一層激しい恐れで人々を恐れるのである。そして、言った。「主よ、どうしてあなたはわれらの上に戦闘を書き留め給うたのか。わずかな期間、われらを猶予してはくださらないものか。」言え。「現世の享楽は少なく、畏れ身を守る者には来世の方がより良い。そして、おまえたちはナツメヤシの種の薄皮ほども不当には扱われない。」（4：77）』

マッカで多くの迫害を受けていた教友の一団は預言者Sに多神教徒との戦いを許可するよう求めたが、彼

Sは彼らに、「手を引け。」と言われた。その後、ヒジュラ暦2年に彼らは多神教徒との戦いを命じられた。

『おまえたちの手を控え・・・』 不信仰者に対する戦闘から。マッカで、不信仰者の彼らに対す

る迫害に対し、彼らがそれ（戦闘）を求めてきた時に。彼らとは、教友の一団である。

『戦闘が書き留められると』 義務付けられると。

『ちょうどアッラーに対する恐れのように』 アッラーの懲罰に対する彼らの。

『あるいは一層激しい恐れで』 彼（アッラー）に対する恐れよりも。『一層激しい』は状態の副詞的修飾句として対格となっている。

『人々を』 不信仰者を。つまり、戦闘による彼らからの懲罰を。

『怖れるのである』 怖れるのである。

『そして、言った』 死に怯えて。

『・・・くだらないものか』 「ラウ・ラー（・・・ないものか）」とは「ハッラー（ないのか）」の意味。

『言え』 彼らに。

『現世の享樂は』 そこで楽しむものは。あるいは、そこから得る楽しみは。

『少なく』 消滅に終るもので。

『畏れ身を守る者には』 アッラーの懲罰を。彼に対する反逆を避けることによって。

『来世の方がより良い』 つまり、樂園。

『ナツメヤシの種の薄皮ほども』 ナツメヤシの種の薄皮ほども。

『不当には扱われない』 おまえたちの行いは差し引かれることはない。それゆえ、ジハードに出よ。接頭辞を二人称の「ターウ(t)」で「お前たちは不当に扱われない(トゥズラムーン)」と読む読誦法と、三人称二人称の「ヤーウ(y)」で「彼らは不当に扱われない(ユズラムーン)」と読む読誦法がある。

『フィットナがなくなり、宗教がアッラーに帰されるまで彼らと戦え。彼らが止めたなら、不正をなす者以外には敵対はない。(2 : 1 9 3)』

『フィットナ』 多神崇拜。

『なくなり』 存在しなくなり。

『宗教』 崇拜。

『アッラーに帰されるまで』 アッラーのみに帰されるまで。彼以外の何ものも崇拜されなくなるまで。

聖月であっても、また、彼らの方からおまえたちに戦いをしかけてきたのでなくとも戦え。

『もし彼らが止めたなら』 もし多神崇拜をやめたなら、彼らを攻撃してはならない。そのことは次の句が示している。

『不正をなす者以外には敵対はない』 （多神崇拜を）やめた者はもはや不正な者ではないので、彼らに対して敵対することは（あってはなら）ない。

この文は形は否定の叙述文であるが意味は禁止である。

『だが、彼らが契約の後で彼らの誓いを破り、おまえたちの宗教を中傷するなら、不信仰

者の首長たちと戦え。まことに彼らには誓いがない。きっと彼らも止めるであろう。(9:12)』

『彼らの誓いを』彼らの誓約を。

『破り』破棄し。

『中傷するなら』非難するなら。

『不信仰者の首長たちと』長老たちと。ここで

は代名詞(『彼ら』)の唾置に実名詞が置かれている。

『誓いがない』契約が。(『誓い(ṭaymana)』は、『信仰(ṭimāna)』と)母音を「i」とする読誦法もある。

『きっと彼らも止めるであろう』不信仰を。

『啓典を授けられた者たちで、アッラーも最後の日も信じず、アッラーと彼の使徒が禁じたものを禁じず、真理の宗教を受け入れない者たちとは、彼らが卑しめられて手ずからジズヤを支払うまで戦え。(9:29)』

『啓典を授けられた者たち・・・』すなわち、ユダヤ教徒とキリスト教徒。

『・・・で』『・・・で(min)』は『・・・受け入れない者たち』の説明である。

『アッラーも最後の日も信じず』そうでなければ、預言者を信じたであろう。

この解説は、啓典の民はアッラーも最後の日も信じているのに、どうしてこの節は彼らに関しこの2つへの信仰を否定しているのか、という問いに答えるものである。つまり、彼らのそれらへの信仰は、預言者への信仰がなければ無蔵であり、役には立たず、彼を信じないならば、アッラーと最後の日への信仰はないも同然であるため、この節における否定は正しいのである。

『アッラーと彼の使徒が禁じたもの』例えば、酒のような。

『真理の宗教』確固として、それ以外の諸宗教

を無効とするもの、つまり、イスラームの宗教である。

『卑しめられて』イスラームの規定に服して卑屈に。

『手ずから』状態の副詞的修飾句、つまり、服従して。あるいは、自分の両手で、人に委任することなく。

『ジズヤを』毎年、彼らに課された税を。

地税ではなく納税可能者に課された人頭税(Wahbah al-Zuhaili, al-Tafsir al-Munir, vol.10, p.172)。

カリフが彼らの富裕な成人自由人男性に課したもの(al-Sawi, al-Hashiyah al-Sawi, vol. 2, p.145)。

『まことに、月の数はアッラーの御許では十二ヶ月であると、彼が天と地を創り給うた日にアッラーの書の中にある。そのうち四ヶ月は聖月である。それが正しい宗教である。それゆえ、それらにおいて自分自身に不正をなしてはならない。そして、こぞって多神教徒と戦え、彼らがこぞっておまえたちと戦うように。アッラーは畏れ身を守る者たちと共に

あらせられると知れ。(9 : 36)』

『月の数は』1 年を数えるための。

月の運行に基づいた太陰暦による月であり、アラブ人はこれを採用し、ムスリムたちはこれによって断食、巡礼の時、祭礼、その他の行事、規定を数える。これらの月の日数は、355 日である。一方、太陽の運行による太陽暦では、365 日と 4 分の 1 日であり、太陰暦では、太陽暦よりも 10 日短い。太陰暦による 1 年がこのように短いため、断食と巡礼は、時には冬、また時には夏となる。

『アッラーの書の中に』護持された板の中に。

『そのうち』それらの月のうち。

『四ヶ月は聖月である』神聖である。ズー・アル＝カアダ、ズー・アル＝ヒッジャ、アル＝ムハラム、そして、ラジャブである。

ジャーヒリーヤ（イスラーム以前の無明時代）において、アラブ人はこれらを称え、それらの月には戦闘が禁じられた。これらの月に、自分の父親、または息子、兄弟を殺した仇に出会っても、仇を討たなかったほどである。イスラームが到来すると、それはそれらの月に、さらなる神聖さと敬意をもっぱら与えたのであった。なぜなら、それらの月における善行、服従行為は倍加され、また、悪行も同様に他の月よりもさらに醜悪なものとなったからである。それを汚すことは許されなかったのである。

『正しい』まっすぐな。

『それらにおいて』それらの聖なる月において。

『自分自身に不正をなしてはならない』反逆行

為によって。なぜなら、それはその月においては一層重大な重荷となるからである。すべての月において、ということであるとも言われる。

『こぞって』皆で。どの月においても。

『アッラーは畏れ身を守る者たちと共にあらせられる』神佑と応援によって。

『信仰する者たちよ、おまえたちに近い不信仰者と戦い、彼らにおまえたちの過酷さを見せつけよ。アッラーは畏れ身を守る者たちと共におられると知れ。(9 : 123)』

『おまえたちに近い不信仰者と戦い』つまり、彼らのうち（住居、国、血統が）より近い者から順に。

『おまえたちの過酷さを見せつけよ』峻厳さを。

つまり、彼らに対して冷徹な態度を取れ。

『アッラーは畏れ身を守る者たちと共におられる』援助と神佑によって。

『もし、信仰者たちの二集団が争えば、双方の間を正せ。そして、もし一方が他方に不当に振舞えば、不当に振舞った側と、そちらがアッラーの御命令に戻るまで戦え。もしそちらが戻れば、双方の間を公正に正し、公平にせよ。まことに、アッラーは公平な者を愛し給う。(49 : 9)』

この節が啓示されたのは次のような出来事に関してであった。預言者はロバに乗って、イブン・ウ

バイイのところを通り掛かれた。すると、ロバが放尿した。すると、イブン・ウバイイは鼻をふさいだ。イブン・ラワーハは言った、「アッラーに誓って、彼のロバの尿はおまえのミスク（麝香）よりも良い香りだ」。そこで彼らの部族の間には両手、サンダル、枝による殴り合いが生じた。

「彼らの部族」とは、アル＝アウスとアル＝ハズラジュである。

『信仰者たちの二集団が争えば』「iqtatalū(争えば)」は意味に鑑みて(双数形ではなく)複数形。なぜなら、「tā'ifah」とは、複数の集団だからである。「iqtataltā」と(女性形双数で)読む読誦法もある。

『双方の間を正せ』(「bayna-humā(双方の間)」の「humā(双方)」の)双数形は表現を鑑みたもの。

『不当に振舞ったなら』法(のり)を超えたなら。

『アッラーの御命令に』真実に。

『戻るまで』立ち返るまで。

『公正に』正義をもって。

『公平にせよ』公正にせよ。

『そして、彼らと戦え。試練がなくなり、宗教がそっくりアッラーのものとなるまで。もし、彼らが止めるなら、まことにアッラーは彼らのなすことを見帳し給う御方。(8:39)』

『試練が』多神教が。

『なくなり』存在しなくなり。

『宗教がそっくりアッラーのものとなるまで』

彼お独りに捧げられ、彼以外のものが仕えられることがないようになるまで。

『もし、彼らが止めるなら』不信仰を。

『まことにアッラーは彼らのなすことについて見帳し給う御方』そして、それに対し彼らに報い給う。

3. 平叙文(戦闘に関する最初の啓示)

『戦う者たちには、不正を被ったがゆえに許された。まことに、アッラーは彼らの援助に関して全能なる御方。(22:39)』

『戦う者たちには』信仰者たちには。

『戦う者たち』とは戦いを望む者たち、ということである。

『不正を』不信仰者たちの彼らに対する不正によって。

『・・・がゆえに』・・・ことが理由で。

『許された』戦うことが。これはジハードについて啓示された最初の節である。

アル＝ムカーティルによると、アッラーはマッカで信仰した者たちを防衛し給い、ヒジュラ以前のマッカの不信仰者が彼らを迫害するのに対して手出しをしないように信仰者たちに命じ給うた。彼ら(信仰者)は預言者に彼ら(不信仰者)の暗殺の許しを求めたが、彼はそれを禁じられた。その後、アッラーは戦闘について、『戦う者たちには・・・許された』の御言葉によって彼らに許可を出し給うたのである。